カーライフプラン（プライム）

（一社）しんきん保証基金保証

（２０２４年８月１日現在）

１．商品名	○カーライフプラン（プライム）
２．ご利用いただける方	○次のすべてを満たし、（一社）しんきん保証基金の保証を受けられる方 ① 満２０歳以上の方 ② 安定継続した収入のある方 ③ 当金庫の会員または会員となる資格（下記ｉもしくはⅱに該当する方）を有する方 ｉ 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ⅱ 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ④ お申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローン(下記ｉ～ⅳのいずれか)について一定の利用実績がある方または本件ローンのお申込みを当金庫WEBサイトからされた方 ｉ すべての(一社)しんきん保証基金保証付個人ローン(一般個人ローン等含む) ⅱ (一社)しんきん保証基金保証付住宅ローン ⅲ (一社)しんきん保証基金保証付カードローン当金庫のしんきん保証基金以外の保証会社付自動車関連ローン ⅳ (一社)しんきん保証基金保証付カードローン、カードローン（セットプラン） ※教育カード当座貸越は含みません。
３．お使いみち	○お申込人またはお申込人の配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む)、子、孫が使用する自家用自動車、オートバイ(含む原動機付自転車)、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる次の資金 ① 購入資金(購入にかかる税金･保険料等も可) ② 車検･修理費用 ③ パーツ･オプションの購入･取付費用 ④ 自動車保険費用、⑤ 運転免許取得費用、⑥ 車庫設置費用 ⑦電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ⑧ お申込人が①から⑦を使途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等からお借入れされたローンのお借換え資金（お借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※ご融資金は、原則としてご購入先等へお振込みによりお支払いいただきます（振込手数料は別途ご負担いただきます)。 ※個人売買やご購入先がお申込人またはそのご家族（配偶者・親（配偶者の親を含む)・子）が経営する事業者である場合は、ご融資の対象外とさせていただきます。
４．ご融資形態	○証書貸付
５．ご融資金額	○１，０００万円以内（１万円単位）
６．ご融資期間	○＜変動金利型＞２年超１５年以内（１ヵ月単位） ○＜固定金利型＞３ヵ月以上５年以内（１ヵ月単位）
７．ご融資利率	○＜変動金利型＞、＜固定金利型＞よりお選びいただけます。 ※なお、当初お選びいただいた金利型を変更することはできません。 ○ご融資利率は、ご融資実行時の当金庫が定める利率を適用させていただきます。 ○お借入期間中のご融資利率の変動について ＜変動金利型＞ 当金庫所定の新長期貸出最優遇金利を基準金利として、現在の基準金利と前回の基準金利との差をもって、ご融資利率を引上げまたは引下げする見直しを行います。第１回目のご融資利率の見直しは、お借入日から起算し２年目の応答日の属する月の１日を基準日とし、基準日現在の基準金利とお借入日時点の基準金利との差をもって行います。第２回目以降のご融資利率の見直しは、前回の基準日から起算し２年目の応答日の属する月の１日を現在の基準日として、基準日現在の基準金利と前回の基準日の基準金利との差をもって行い、２年ごとに見直しを行います。なお、見直し後のご融資利率は基準日の翌月の約定返済日の翌日から適用いたします。 ＜固定金利型＞ お借入時のご融資利率を完済時まで適用します。 ○現在の融資利率については、当金庫本支店の窓口にお問合わせいただくか、「店頭表示金利表」をご覧ください。

<table>
<tr><td>８．金利軽減（引下げ金利適用）項目</td><td>〇お借入時に下表のお取引がある方は、店頭表示の基準金利から最大０．５０%金利の引下げをいたします。
<table>
<tr><th>金利軽減（引下げ金利適用）項目</th><th>金利引下げ幅</th></tr>
<tr><td>給与振込　（同居の家族も可）</td><td>０．３５%</td></tr>
<tr><td>年金振込　（同居の家族も可）</td><td>０．３５%</td></tr>
<tr><td>カードローンまたはパートナーカードローン契約</td><td>０．３５%</td></tr>
<tr><td>普通出資会員</td><td>０．１０%</td></tr>
<tr><td>定期預金３０万円以上または定期積金契約額１２万円以上</td><td>０．０５%</td></tr>
<tr><td>公共料金口座振替契約２項目以上</td><td>０．０５%</td></tr>
<tr><td>満２２歳未満の扶養親族をお持ちの親権者</td><td>０．０５%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>９．ご返済方法</td><td>〇毎月元金均等または元利均等割賦返済とします。
〇お借込金額の５０%以内につき６ヵ月毎の増額（ボーナス）返済併用も可能です。
〇元金返済据置期間は６ヵ月以内とします。
〇産前産後休業または育児休業中の場合、上記６ヵ月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長２年間までとします。
※具体的なご返済額は、当金庫本支店の窓口でお申出いただければ試算いたします。
また、当金庫ホームページでもご返済額の試算が可能です。</td></tr>
<tr><td>１０．保証人・担保</td><td>〇（一社）しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>１１．保証料</td><td>〇ご融資利率に含まれますので別途必要ありません。</td></tr>
<tr><td>１２.団体信用生命保険</td><td>〇ご希望により団体信用生命保険にご加入いただけます。
なお、団体信用生命保険は「一般団信」、「がん保障特約付団信」、「三大疾病保障特約付団信」からお選びいただけます。
〇詳しくは、当金庫本支店の窓口にお問合わせください。</td></tr>
<tr><td>１３.苦情処理措置・紛争解決措置</td><td>〇苦情処理措置
本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課（９時～１７時、フリーダイヤル０１２０-３０１-８６５）にお申出ください。
〇紛争解決措置
東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</td></tr>
<tr><td>１４.その他</td><td>〇保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。</td></tr>
</table>